島根県報

令和３年３月26日（金）

号外 第３２号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施　（農　畜　産　課）　２

家畜伝染病予防法の規定による注射の実施　（　〃　）　４

告　　示

島根県告示第217号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第２項の規定により告示する。

令和３年３月26日

島根県知事　丸　山　達　也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	１　搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 ２　繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 ３　種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 ４　１から３までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 ５　発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 ６　家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	スクリーニング法又はリアルタイムＰＣＲ法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	１　安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に限る。）、飯南町（旧赤来町の区域に限る。）、江津市（旧桜江町の区域に限る。）、川本町、美郷町、隠岐の島町	令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
				２　安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に限る。）、飯南町（旧赤来町の区域に限る。）、江津市（旧桜江町の区域に限る。）、川本町、美郷町、益田市（旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。）、隠岐の島町	
				３から６まで　当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛	

				生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第６条第１項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第４条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
結核検査	結核の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ症検査	ブルセラ症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法とする。	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
豚熱検査	豚の豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域	
アフリカ豚熱検査	豚のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家きんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性	家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	

鳥インフルエンザ検査	性鳥インフルエンザの発生予察				
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	
		県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの			

島根県告示第218号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第６条第１項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第２項において読み替えて準用する同法第５条第２項の規定により告示する。

令和３年３月26日

島根県知事　丸　山　達　也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日